

## 2 条例等

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況
2.2 排出事業者の把握について
2.3 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況
2.4 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況
2.5 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況
2.6 ごみ屋敷条例の制定状況
2.7 ごみ屋敷の把握状況
2.8 一時的に大量発生する廃棄物(引っ越しごみ、遺品整理ごみなど)の取扱い
2.9 廃棄物減量等推進審議会の設置状況
2.10 廃棄物減量等推進員の設置状況
2.11 不法投棄監視員制度の状況
2.12 再生利用に係る指定の状況
市町村等設置(非常災害時の受託者設置含む)の一般廃棄物処理施設用の告示・縦 2.13 覧条例の制定状況及び非常災害時の縦覧期間短縮の規定の状況

2.1 多量排出事業者に対する指示事項等に関する条例・要綱等による規定の状況

市町村事務組合	規定の有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法
さいたま市	○	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	減量計画書の提出、管理責任者の選任、保管場所設置届の提出	事業の用に供する延床面積が3,000㎡以上の建築物	啓発パンフレットの送付、立入検査
川越市	○	川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	減量化計画の作成	市処理施設に月5t以上搬入するもの	個別指導、文書による通知
川口市	○	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（事業用建築物の所有者等の義務） 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	事業系一般廃棄物の減量義務 廃棄物管理責任者の選任届出 廃棄物の減量に関する計画書の作成、提出 再生利用対象物、廃棄物の保管場所の設置、届出	事業用途に供する部分の床面積の合計が3000平方メートル以上の事業用建築物の所有者	減量計画書の確認、立入検査
行田市	○	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	多量の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法の指示。	①粗大ごみを除く廃棄物で、搬出量が1日あたり10キログラムを超え、1ヶ月の搬出量が200キログラムをこえるもの。②引っ越しなどにより一時的に生じたもので、その合計が100キログラムを超えたもの。	個別指導
所沢市	○	所沢市事業系一般廃棄物の減量及び資源化に関する要綱（平成22年4月1日施行）	・減量及び資源化計画書の作成、提出 ・事業系一般廃棄物管理責任者の選任（届出）	市の処理施設に月平均5t以上の廃棄物を搬入する者	個別指導
春日部市	○	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	減量化計画の作成 廃棄物管理責任者の選出	事業用大規模建築物 常時1日50kg以上の排出事業者	個別文書通知
狭山市	○	・狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 ・狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	・事業系一廃減量計画の作成、事業系一廃の運搬場所及び運搬方法その他の指示。 ・指示に従わない事業者に対し、期限を定めた指示内容の履行命令。 ・命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	常時月1日平均100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する者	内容参照
上尾市	○	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則	廃棄物管理責任者の選任、廃棄物減量等計画書の提出	事業の用に供する延べ面積の合計が3,000㎡以上の建築物	個別指導、勧告
草加市	○	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則	減量計画の作成及び減量計画書の提出	日量100kg以上を排出している事業者	パンフレットの送付等
朝霞市	○	朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	減量化計画の作成	直接又は許可業者への委託により月量4t以上を搬入する事業者、事業用大規模建築物の所有者	規定なし
志木市	○	志木市廃棄物の減量化、再利用及び適正処理等に関する条例施行規則	多量排出事業者の認定	(1)過去1年又は6か月間の平均で一般廃棄物搬入実績量のいずれかが4トン以上であること。 (2)過去1年間又は6か月間のうち、一般廃棄物搬入実績量4トン以上の月が半数以上であること	履行するように勧告することができ、勧告に従わない時はその旨を公表する。
和光市	○	和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成等の指示、当該事業系一般廃棄物の運搬又は処分すべき場所及び運搬又は処分の方法その他必要な事項の指示。	事業系一般廃棄物を1日30キログラム以上排出する事業者	指示に従わない場合は勧告を行い、勧告に従わないときはその旨を公表する。
新座市	○	新座市事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進に関する要綱	減量化・再資源化計画の作成	月量4トン以上の搬入業者	文書による通知

市町村 事務組合	規定の 有無	名称	内 容	多量排出事業者の判定基準	指導方法
八潮市	○	八潮市廃棄物処理及び再生利用に関する条例	減量・分別計画の作成	月平均1.5t以上を焼却施設に搬入する事業所	個別指導等
富士見市	○	富士見市廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する要綱	事業系ごみの排出抑制、適正処理等について指導を行い、事業系一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進を図る	4t/月以上の排出事業者	・年間の排出計画を策定し毎月委託業者より報告書を市役所に提出 ・現地調査
三郷市	○	三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例	廃棄物を多量に排出する事業者は、減量に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。	月平均1.5トン以上焼却施設に搬入する事務所	計画書の精査併せて指導
坂戸市	○	坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	減量化計画の作成及び運搬方法等その他必要な事項を指示	毎月5トン以上	個別指導、 文書による通知
幸手市	○	幸手市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	運搬すべき場所及び方法の指示	常時1日平均10kg以上又は一時に100kg以上	個別指導
日高市	○	日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	場所及び運搬方法の指示	規則で定める	口頭または文書
吉川市	○	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例及び施行規則	事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出	1日10kg以上又は一時的に100kg以上	個別指導
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則	再利用計画の作成、運搬すべき場所及び運搬方法等の指示	100kg/日	個別指導
三芳町	○	三芳町廃棄物の処分及び再利用に関する条例	多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、事業系一般廃棄物の再利用に関する計画書の作成、運搬方法等を指示する。	1日につき100キログラム以上の事業系一般廃棄物を搬入する事業者	事業系一般廃棄物ハンドブックにより、「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」を町に提出してもらう。
小川町	○	小川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	土地又は建物の占有者は一時に50kg以上の一般廃棄物及び粗大ごみを排出した時は、町長に届け出て運搬すべき場所及び方法について指示を受けなければならない。	一時に50kg以上の一般廃棄物及び粗大ごみを排出	届け出を受け運搬すべき場所及び方法について指示
川島町	○	川島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	運搬すべき場所及び方法について指示を受けなければならない	1日80kg以上	個別指導
松伏町	○	松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	減量化計画の作成	おおむね月1.5トン以上排出した事業者	個別指導
蓮田白岡衛生組合	○	廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	一般廃棄物減量計画書の作成	可燃ごみ・・・1日の平均搬出量が100kg以上 不燃・粗大ごみ・・・適正量以上の排出事業者	個別指導
久喜宮代衛生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例	減量化計画の作成 一般廃棄物管理責任者の選任	組合施設に月平均1.5トン以上の廃棄物を搬入する者	文書による通知、 事業所訪問
志木地区衛生組合	○	構成3市と組合との連携による事業系一般廃棄物の減量化等の推進に係る当面の取り組みに関する要綱	排出抑制・指導	直接又は処理事業者への委託により月量4トン以上を搬入する事業者	構成市による規定あり
秩父広域市町村圏組合	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例施行規則	減量化計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬方法、その他必要な事項の指示	1日の排出量が25kg以上又は0.2m <sup>3</sup> 以上	個別指導
埼玉西部環境保全組合	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	運搬すべき場所及び方法を指定	1日平均排出量が30キログラム以上	
埼玉中部環境保全組合	○	埼玉中部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則	運搬すべき場所及び方法を指示	1回につき50kg以上	個別指導

## 2.2排出事業者の把握について

市町村 組合	把握状況
さいたま市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
川越市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
熊谷市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
川口市	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
行田市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
所沢市	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
飯能市	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
加須市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
本庄市	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
東松山	全く把握していない
春日部市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
狭山市	その他
羽生市	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
鴻巣市	全く把握していない
深谷市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
上尾市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
草加市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
越谷市	全く把握していない
蕨市	その他
戸田市	全く把握していない
入間市	全く把握していない
朝霞市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
志木市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
和光市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
新座市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
桶川市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
北本市	全く把握していない
八潮市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
富士見市	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
三郷市	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
蓮田市	その他
坂戸市	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
幸手市	全く把握していない
日高市	その他
吉川市	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
ふじみ野市	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
伊奈町	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
三芳町	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
越生町	全く把握していない
滑川町	その他
嵐山町	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
小川町	全く把握していない
川島町	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
吉見町	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
鳩山町	その他
ときがわ町	全く把握していない

市町村 組合	把握状況
横瀬町	全く把握していない
小鹿野町	全く把握していない
東秩父村	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
美里町	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
神川町	全く把握していない
上里町	全く把握していない
寄居町	全く把握していない
杉戸町	その他 一部把握している
松伏町	その他 一部把握している
蓮田白岡衛生組合	その他 一部把握している
大里広域市町村圏組合	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
久喜宮代衛生組合	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
埼玉中部環境保全組合	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
埼玉西部環境保全組合	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)
志木地区衛生組合	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
小川地区衛生組合	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
東埼玉資源環境組合	全く把握していない
蕨戸田衛生センター組合	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
鴻巣行田北本環境資源組合	全排出事業者を把握している(できるシステムがある)
秩父広域市町村圏組合	多量排出事業者等一部排出事業者のみを把握している(できるシステムがある)

2.3 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則 (散乱防止に関する罰則)	罰則適用 実績の有無	地域指 定の有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
さいたま市	○	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	規定による命令に違反した者は、3万円以下の過料	×	○	○	
熊谷市	○	熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	なし	×	○	×	
川口市	○	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例	飲料容器等をみだりに捨てた者は、20,000円以下の罰金。散乱防止重点地区内において、自動販売機により飲料又はたばこを販売する者が規定に違反し勧告に従わず、命令に違反した者は、200,000円以下の罰金。また、規定による届出を行わず虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金。	×	○	○	
行田市	○	行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	×	○	
秩父市	○	秩父市環境保全条例	なし	×	×	×	
飯能市	○	飯能市環境保全条例	なし	×	×	○	第50条、51条、52条
加須市	○	加須市環境保全条例	なし	×	○	×	
本庄市	○	本庄市環境保全条例	なし	×	×	×	
東松山市	○	東松山のまちをみんなで美しくする条例	過料2,000円	×	○	×	
狭山市	○	狭山市ポイ捨ての防止に関する条例	現状回復命令違反者に対し2万円以下の罰金	×	×	○	
羽生市	○	羽生市空き缶等の散乱の防止に関する条例	なし	×	×	○	
鴻巣市	○	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	勧告に従わない者に1万円以下の過料	×	○	○	
深谷市	○	深谷市くらしの環境美化条例	なし	×	×	×	
上尾市	○	上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例	なし	×	×	○	
草加市	○	草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	命令に違反した者は5万円以下の罰金	×	×	×	
越谷市	○	越谷市まちをきれいにする条例	自動販売機設置に伴い回収容器等を設置しない業者が勧告に従わないときは、10万円以下の罰金。 空き缶等のポイ捨て又は飼い犬のふんの回収勧告に従わないときは、5万円以下の罰金。	×	×	○	
蕨市	○	蕨市さわやか環境条例	なし	×	×	×	
戸田市	○	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例	なし	×	×	×	
朝霞市	○	朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	○	○	
志木市	○	志木市ポイ捨て防止に関する条例	なし	×	○	×	
和光市	○	和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	なし	×	○	○	
新座市	○	新座市ポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	○	○	
桶川市	○	桶川市環境美化に関する条例	規程による命令に従わない者に2万円以下の過料	×	×	○	

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則 (散乱防止に関する罰則)	罰則適 用 実績の 有無	地域指 定の 有無	自動販 売機関 係の規 定	備考
久喜市	○	久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	2万円以下の罰金	×	×	×	
八潮市	○	八潮市空き缶等ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	空き缶等回収容器の設置及び管理義務がある事業者の必要措置命令違反に対しては10万円以下の罰金	×	×	○	
富士見市	○	富士見市をきれいにする条例	なし	×	×	×	左記条例第7条に規定
三郷市	○	三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例	50,000円以下の罰金	×	×		
坂戸市	○	坂戸市環境保全条例	なし	×	×	○	
鶴ヶ島市	○	鶴ヶ島市の環境を保全する条例	原状回復命令等に違反した者に対し、6か月以下の懲役又は、50万円以下の罰金	×	×	○	第11・15条 第49条第1項
日高市	○	日高市環境保全条例	なし	×	○	○	
吉川市	○	吉川市環境保全条例	現状回復命令違反に対し、5万円以下の罰金	×	×	○	
ふじみ野市	○	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	なし	×	○	×	
三芳町	○	三芳町をきれいにする条例	なし	×	×	×	
毛呂山町	○	毛呂山町環境保全条例	原状回復命令違反に対し、10万円以下の罰金	×	×	×	
越生町	○	越生町環境保全条例	原状回復命令違反に対し、10万円以下の罰金	×	×	○	不法投棄に係る罰則
滑川町	○	滑川町の環境をよくする条例	ごみの不法投棄に対し2万円以下の罰金	×	×	○	
嵐山町	○	嵐山町環境保全条例	10万円以下の過料	×	×	○	
小川町	○	小川町環境保全条例	原状回復命令違反に対し、10万円以内の罰金	×	×	×	
川島町	○	川島町環境保全条例	なし	×	×	○	
鳩山町	○	鳩山町環境保全条例	なし	×	×	×	
ときがわ町	○	ときがわ町環境保全条例	現状回復命令を行い10万円以下の罰金	×	×	×	
長瀨町	○	長瀨町環境美化の促進に関する条例	なし	×	×	×	
小鹿野町	○	小鹿野町環境保全条例	行為が特定された不法投棄者に対し原状回復命令に違反した場合に罰則あり	×	×	×	
宮代町	○	宮代町きれいなまちづくり条例	2万円以下の過料	×	×	○	
松伏町	○	松伏町環境保全条例	なし	×	×	○	

罰則、罰則適用実績、地域指定の有なし、自動販売機関係の規定 ○あり ×なし

2.4 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況

市町村 事務組合	名 称	罰 則	罰則適用 実績の有 無	地域指 定の有 無	備考
さいたま市	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	規定による命令に違反した者は、3万円以下の過料	×	○	
川越市	川越市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料	×	○	
熊谷市	熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	×	×	○	
川口市	川口市路上喫煙の防止等に関する条例	×	×	○	
行田市	行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	×	
所沢市	所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例	なし	×	○	
東松山市	東松山のまちをみんなで美しくする条例	過料2,000円	×	○	
春日部市	春日部市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料 (2,000円)	×	○	
狭山市	狭山市歩きたばこ等の防止に関する条例	無	×	○	
鴻巣市	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	違反した者は、1万円以下の過料に処する。	×	○	
上尾市	上尾市路上喫煙の防止に関する条例	禁止区域内での喫煙しない旨の命令に従わない場合は1万円以下の罰金	×	○	
草加市	草加市路上喫煙の防止に関する条例	禁止区域内で喫煙し、指導に従わない者は1,000円以下の過料	×	○	
越谷市	越谷市路上喫煙の防止に関する条例	路上喫煙禁止命令に従わないときは、1万円以下の過料。	×	○	
蕨市	蕨市路上喫煙の防止等に関する条例	なし	×	○	路上喫煙禁止区域
戸田市	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例	なし	×	×	
朝霞市	朝霞市路上喫煙の防止に関する条例	第11条 第9条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する	×	○	
志木市	志木市路上喫煙防止条例	1万円以下の過料	×	○	
和光市	和光市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料	×	○	
新座市	新座市路上喫煙の防止に関する条例	10,000円以下の過料(2,000円)	×	○	
桶川市	桶川市路上喫煙の防止に関する条例	なし	×	○	
久喜市	久喜市路上喫煙の防止に関する条例	2万円以下の過料	×	×	
八潮市	八潮市路上喫煙防止条例	禁止区域における命令違反者1万円以下の科料	×	○	
富士見市	富士見市をきれいにする条例	なし	×	○	左記条例第9条、第11条、第12条参照
蓮田市	蓮田市路上喫煙の防止に関する条例	×	×	○	各管理者の指定した喫煙可区域以外は市内全域禁止
ふじみ野市	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	なし	×	○	
三芳町	三芳町をきれいにする条例	×	×	○	
嵐山町	嵐山町ぽい捨てゼロできれいな町づくり条例	1万円以下の過料	×	○	

罰則適用実績、地域指定の有無 ○あり ×なし

2.5 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況

市町村 事務組合	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適 用実績	備考
さいたま市	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	再生利用目的で分別収集した資源物(規則で定めたもの)の所有権は市に帰属するため、市が指定した者以外は資源物を収集できない。	職員による不定期のパトロール、持ち去り禁止看板の設置、警察署への情報提供	○	窃盗罪を適用
川越市	川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	所有権は市に帰属する。指定する事業者以外のもは、資源物を収集、又は運搬してはならない。	職員のパトロール	×	刑法の窃盗罪の適用
熊谷市	熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	資源物(再生利用を目的として分別して収集するもの)の所有権は市に帰属する	職員による定期的な早朝パトロール、	×	
川口市	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	・所定の場所に排出された資源物の所有権は市に帰属する。 ・市又は市が指定する者以外は資源物を収集・運搬してはならない。	・委託による監視 ・市民による通報	×	
行田市	行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所定の場所に集められた一般廃棄物のうち資源物(紙類、布類、びん類及び金属類その他資源として再生利用が可能なものをいう。)となるものの所有権は、市に帰属するものとする。この場合において、市又は市が指定する事業者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。	・集積所に看板掲示 ・パトロールの実施	×	
所沢市	所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市の指定する場所に搬出された廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属するものとし、市又は市長が指定する者以外の者が資源物を収集し、又は運搬してはならない。	持ち去り防止パトロールの実施	×	
飯能市	飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第14条の2 集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。市又は市長が指定する事業者以外の者は資源物の収集・運搬をしてはならない。	・集積所に警告版の設置 ・巡回パトロールの実施 ・警察署との連携 ・意思表示紙の活用	×	窃盗罪を適用
加須市	加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	集積所に排出された一般廃棄物のうち資源物の所有権は市に帰属する。	地元住民や警察と連携し早朝パトロールを実施	×	
本庄市	本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例	・ごみ収集所に排出された一般廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属する。 ・市又は市長が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。	排出時間帯に、環境衛生推進委員による立会いを実施	×	
東松山市	東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する	持ち去り禁止看板の設置	×	窃盗罪を適用
春日部市	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市の委託業者以外が集積所から資源物を収集運搬することの禁止	・職員パトロール ・GPSによる調査 ・警察と協定を結び情報共有	×	
狭山市	狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	集積所に出された資源物(再利用を目的に収集する物で、規則で定めた物)	持ち去り禁止看板の設置及び職員によるパトロールを実施。	×	
羽生市	羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	集積所に出された資源ごみの所有権が市に帰属する旨を規定	持ち去り禁止看板の設置	×	
鴻巣市	鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物(一般廃棄物のうち再生利用することを目的として、分別して収集するものをいう。次項において同じ。)の所有権は、市に帰属するものとする。 2 市又は市が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。	注意看板の配布	×	
深谷市	深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市長が指定する場所に資源物が排出された時は、当該資源物の所有権は市に帰属する。	パトロール実施	×	
上尾市	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	資源物の所有権は市に帰属、市及び指定事業者以外の収集運搬の制限	パトロールの実施、看板の設置	×	
草加市	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	ごみ集積所に出された資源物の持ち去り行為の禁止、罰則	職員及び委託業者によるパトロール、市広報紙等での啓発、市民、市民団体への持ち去り行為禁止看板の配布等集積所への設置	×	
越谷市	越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市又は規則で定める者以外の者は、市長の指定する場所に搬出された廃棄物の持ち去り禁止、罰則規定	・ごみ集積所への持ち去り禁止看板の設置 ・住民からの持ち去り情報の記録 ・警察との連携による持ち去り行為の防止	×	
蕨市	蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所定のごみ集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。	看板の設置・市内巡回パトロール	×	
戸田市	戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市長の指定する者以外の廃棄物の収集運搬を禁止	職員・町会・委託業者によるパトロール、市独自の紙ひもの利用促進	○	
入間市	入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	資源物の所有権は市に帰属、市または市指定の者以外の収集運搬を禁止する。	パトロール実施、警告看板設置、持ち去り厳禁チラシの作成	×	
朝霞市	朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	・集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。 ・市または市指定の事業者以外の者は収集又は運搬を禁じる。	ごみ集積所及び資源物持ち去り防止監視パトロール業務の実施	×	
志木市	志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理に関する条例	資源物の所有権は、市に帰属する。市又は市が指定する事業者以外の者の収集運搬を禁ずる。	警告看板の配布、市職員によるパトロール	×	
和光市	和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	分別され市が指定する容器等に収納し、所定の集積所及び日時に排出された家庭系廃棄物のうち資源物の所有権は市に帰属する。	看板の設置、パトロール	×	
新座市	新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	集積所に排出された資源物の所有権は、市に帰属する。指定業者以外の収集運搬を禁止する。	持ち去り厳禁の看板を設置、町内会や警察と連携したパトロール等	×	
桶川市	桶川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する	集積所に持ち去り禁止の看板を設置、パトロールの実施	×	
北本市	北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は、市に帰属する。	・職員のパトロール ・持ち去り禁止看板の設置	×	

市町村 事務組合	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適 用実績	備考
八潮市	八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	空家、ごみ屋敷等に関し必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告等を行うことができる	・職員によるパトロール ・集積所に持ち去り禁止看板等の設置	×	
富士見市	富士見市廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する条例	・集積所に出された資源物の所有権は市に帰属 ・市又は、市が指定する事業者以外の者の収集運搬を禁ずる		×	左記条例第11条に規定
三郷市	三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止に関する条例	廃棄物について必要な事項を定め、市民の生活環境の向上、資源の循環利用を図る。	市職員でのパトロールと警察との連携による書類送検	×	
坂戸市	坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	・排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属するものとする。 ・市又は市が指定した事業者以外は、排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。	・集積所看板に警告を記載 ・月4回委託業者によるパトロールの実施	×	
幸手市	幸手市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	・市長の指定する場所に排出された家庭系廃棄物のうち資源物の所有権は市に帰属する ・市長が指定した事業者以外の事業の収集運搬を禁ずる			
吉川市	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止。罰則有。	資源持ち去り防止パトロール	○	
ふじみ野市	ふじみ野市廃棄物処理及び再利用に関する条例	集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属する。市又は市が委託した者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。	パトロール	×	
伊奈町	伊奈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・所定の場所に排出された廃棄物のうち、資源物の所有権は町に帰属する。 ・町または町が指定する事業者以外の収集運搬の禁止	・集積所への掲示 ・パトロール	×	
滑川町	滑川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物(再生利用することを目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、町に帰属するものとする。この場合において、町又は町が指定する事業者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。	パトロール等	×	
嵐山町	嵐山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は町に帰属し、町が指定する事業所以外の者は、資源物を収集し、運搬してはならない。	集積場に警告看板設置、随時パトロール実施	×	
吉見町	吉見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物が町に帰属するものであることを明確化	広報等周知 ポスター掲示		
ときがわ町	ときがわ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・指定の場所に排出された資源物は町に帰属する。 ・町長が指定する事業所以外の者は廃棄物を収集、運搬してはならない	警察との連携	×	
寄居町	寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例	資源物の所有権	看板設置、警察等によるパトロール	×	
杉戸町	杉戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ごみ集積所に排出された資源物の所有権は、町に帰属する	職員パトロール、看板の設置	×	
松伏町	松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	ごみ集積所に出された資源物の持ち去り行為の禁止、罰則	・職員のパトロール ・持ち去り禁止看板の設置	×	
蓮田白岡衛生組合	廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	第15条第1項…資源物の所有は組合に帰属する。第15条第2項…管理者が指定する者以外は資源物の収集運搬をしてはならない。	集積所に持ち去り禁止看板を設置。警察と市及び組合職員による合同パトロールの実施。	×	
久喜宮代衛生組合	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例	衛生組合と資源物の収集に関する委託契約を締結している事業者以外の者は、看板が設置された集積所に排出された資源物を収集、又は運搬してはならない。	集積所に警告看板の設置、資源回収日に巡回パトロールの実施	×	
秩父広域市町村圏組合	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に帰属し、管理者が指定する者以外の者は収集運搬してはならない	収集員による監視・情報提供	×	
埼玉西部環境保全組合	埼玉西部環境保全組合廃棄物処理及び清掃に関する条例	・集積所に排出された資源物の所有権は組合に所属 ・指定する者以外の収集運搬の禁止	・集積所看板に明示 ・職員によるパトロール	×	窃盗罪を適用

罰則適用の有無 ○あり ×なし

## 2.6 ごみ屋敷条例の制定状況

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	内 容	備考
草加市	○	草加市家屋及び土地の適 正管理に関する条例	空き家・不良状態物件・空き地について必要な事項を定めた条例。	
和光市	○	和光市空家等対策の推進 に関する特別措置法施行 細則	空家等となるおそれのある市内の建築物等を把握したとき又は市民等 から空家等に関する相談を受けたときに行うものとし、費用は代執行費 用納付命令書により行う。	
八潮市	○	八潮市まちの景観と空家等 の対策の推進に関する条 例	管理不全状態の空家等や老朽建築物等及びごみ屋敷について、所有 者等が必要な措置を講ずるよう、助言・指導、勧告、命令、行政代執行 等を定めている。	地域指定× 八潮市都市計画課

罰則適用の有無 ○あり ×なし

## 2.7ごみ屋敷の把握状況

市町村等	把握 件数	対応 件数	解決 件数	備考
川越市	11	6	3	
熊谷市	1	1	0	
川口市	6	6	0	
行田市	1	1	0	
飯能市	1	1		
加須市	不明			
東松山市	0			ごみ屋敷としての把握はしていない
春日部市	4	4	0	
草加市	9	9	3	解決の度合いは個別事例によって異なる
戸田市	2	2	0	
入間市	2	2	1	
新座市	6	5	4	
北本市	不明	0	0	
幸手市	3	3	0	
日高市	2	2	0	
ふじみ野市	1	1	0	
三芳町	1			
毛呂山町	2	2	0	
吉見町	3	3	0	
横瀬町	1			
長瀨町	3	3	0	
上里町	5	2	0	
松伏町	2	1	0	

2.8一時的に大量発生する廃棄物(引っ越しごみ、遺品整理ごみなど)の取扱い

市町村等	一般廃棄物処理計画の位置付けの有無	品目	搬出方法	備考
さいたま市	○	一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
川越市	○	家庭系一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
熊谷市	○	一度に多量のごみ	自己搬入、許可業者収集	一般廃棄物処理実施計画
川口市	○	引っ越しごみ	自己搬入、許可業者収集	引越等一時多量ごみ
所沢市	○	引っ越しごみ等	市のクリーンセンターへ自己搬入または市の許可を受けた一般廃棄物処理業者へ依頼する。	搬入前に分別が必要
春日部市	○	一時多量ごみ	自ら処理するか又は計画的に少量ずつ集積所にだすか収集運搬許可業者に依頼	
狭山市	○	引っ越しごみ等	自己搬入	
		引っ越しごみ等	許可業者収集	
羽生市	×	引っ越しごみ	自己搬入	
深谷市	○	引っ越しごみ	自己搬入	
		大掃除に伴うごみ	自己搬入	
上尾市	○	引っ越しごみ	自己搬入、許可業者収集	
草加市	×	引っ越しごみ等	排出者が市の収集・運搬許可業者に直接依頼する。	
戸田市	×	遺品整理ごみ	自己搬入	対象者の死亡を証明するものが 必要
		り災ごみ	自己搬入	り災証明が必要
入間市	○	引っ越しごみ	市のクリーンセンターへの自己搬入もしくは許可業者収集	搬入前に分別が必要
		家庭系一時多量ごみ	同上	同上
和光市	○	引っ越し、大掃除、庭木の剪定等で一時的に多量に出るごみ	・自己搬入 ・許可業者に依頼	
久喜市	○	組合で回答		
八潮市	×	多量ごみ	許可業者収集	各事業者にお問い合わせ
蓮田市	○	蓮田白岡衛生組合を参照		
幸手市	○	引っ越しごみ	自己搬入又は許可業者収集	
		遺品整理ごみ	遺族による持ちこみ又は許可業者搬入	
日高市	×	引っ越しごみ	許可業者収集	
		遺品整理ごみ	許可業者収集	
ふじみ野市	×	引っ越しごみ	自己搬入、許可業者収集	
神川町	×	一時多量ごみ	自己搬入、許可業者収集	
寄居町	○	引っ越し及び遺品整理ごみ	自己搬入又は許可業者収集	
		庭木剪定ごみ	自己搬入又は許可業者収集	
松伏町	○	引っ越しごみ	自己搬入	
蓮田白岡衛生組合	○	家庭系多量ごみ	原則として透明袋で排出	
久喜宮代衛生組合	○	引っ越しごみ	個人による直接搬入又は許可業者搬入	
		遺品整理ごみ	個人による直接搬入又は許可業者搬入	
志木地区衛生組合	○	引っ越しごみ等	自己搬入又は許可業者収集	
埼玉西部環境保全組合	○	家庭系ごみ全般	自ら直接搬入 一般廃棄物許可業者に依頼	一般廃棄物処理実施計画に位置付け

2.9 廃棄物減量等推進審議会の設置状況

市町村 事務組合	設置の 有無	名 称	審議会の構成										備考	
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	業 者 廃 棄 物 処 理	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員	商 工 会 等	そ の 他		
さいたま市	○	さいたま市廃棄物減量等推進審議会	15	○					○	○		○	○	関係行政機関(県)職員
川越市	○	川越市廃棄物減量等推進審議会	20	○			○	○	○	○	○	○	○	PTA連合会
熊谷市	○	熊谷市環境審議会委員	14	○				○	○	○	○	○	○	
川口市	○	川口市廃棄物対策審議会	15	○				○		○	○	○	○	関係行政機関職員
所沢市	○	所沢市廃棄物減量等推進審議会	11	○	○				○	○			○	関係行政機関職員
飯能市	○	飯能市廃棄物減量等推進審議会	10	○				○		○		○		
加須市	○	廃棄物減量等推進審議会	20	○	○				○	○	○	○		
本庄市	○	本庄市廃棄物減量等推進審議会	16	○	○					○	○	○	○	公募
春日部市	○	春日部市ごみ減量化・資源化等推進審議会	14	○	○	○			○	○		○	○	公募委員
狭山市	○	狭山市廃棄物減量等推進審議会	15	○	○					○		○		
羽生市	○	羽生市廃棄物減量等推進審議会	16	○	○	○		○	○	○		○		
鴻巣市	○	鴻巣環境審議会	18											
深谷市	○	廃棄物減量等推進審議会	16	○			○	○	○	○		○		
上尾市	○	上尾市廃棄物減量等推進審議会	15		○			○	○	○	○	○		
草加市	○	草加市廃棄物減量等推進審議会	10	○			○		○			○	○	その他については、PTA連合会と町会連合会が該当
越谷市	○	越谷市廃棄物減量等推進審議会	15	○	○	○				○		○		
蕨市	○	蕨市廃棄物減量等推進審議会	9	○				○	○	○				
入間市	○	入間市廃棄物減量等推進審議会	14	○						○		○		
朝霞市	○	廃棄物減量等推進審議会	10	○				○	○	○	○	○	○	リサイクルプラザ利用者代表者、自治会連合会代表者
志木市	○	志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会	10	○	○	○			○	○		○		
和光市	○	和光市廃棄物減量等推進審議会												平成30年3月末日現在休止中
新座市	○	“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議	30					○	○	○		○		市長が会長を務める
北本市	○	北本市廃棄物減量等推進審議会条例	8	○	○			○		○		○		
八潮市	○	八潮市廃棄物減量等推進協議会	10	○					○	○		○	○	その他:PTA連合会 子ども育成会 協議会
坂戸市	○	坂戸市廃棄物減量等推進審議会	11	○						○		○	○	その他:関係団体
幸手市	○	廃棄物減量等推進審議会	10	○			○					○		
鶴ヶ島市	○	鶴ヶ島市環境審議会	15	○					○	○		○	○	

市町村 事務組合	設置の 有無	名 称	審議会の構成										備考
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	業 者 廃 棄 物 処 理	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員	商 工 会 等	そ の 他	
吉川市	○	吉川市廃棄物減量等推進審議会	13	○		○	○	○	○	○	○	○	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会	14	○	○			○	○		○	○	
毛呂山町	○	ごみ減量化等検討委員会	10	○				○	○			○	
嵐山町	○	嵐山町廃棄物減量等推進審議会	0	○			○	○	○			○	環境美化推進委員
川島町	○	廃棄物減量等推進審議会	15	○	○		○	○	○			○	関係行政機関職員
吉見町	○	吉見町環境審議会	11	○			○		○		○		
ときがわ町	○	ときがわ町環境審議会	7	○					○	○		○	
美里町	○	廃棄物減量等推進審議会	15		○				○	○		○	常設でない
神川町	○	廃棄物減量等推進審議会	15						○	○		○	常設ではない
上里町	○	上里町廃棄物減量等推進審議会	15人以内	○	○	○	○	○	○		○		平成30年度は会議開催され
杉戸町	○	杉戸町ごみ減量化・資源化等推進審議会	0	○					○				
松伏町	○	松伏町廃棄物減量推進委員会	0			○	○	○	○				現在、委嘱なし
蓮田白岡衛生組合	○	蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会	20	○	○		○	○	○		○		

・設置の有無 ○あり ×なし

2.10 廃棄物減量等推進員の設置状況

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況						備 考
				市町村が行う住民啓発 活動への協力						
				○	集団回収、不用品 交換会等の推進役		○	○	○	
					○	○				
ごみ収集における 適正排出の仕 方についての住 民指導										
不法投棄の 監視モニ		○		○						
その他		○		○						
さいたま市	○	クリーンさいたま推進員	1,499	○	○	○	○	○	○	・環境美化活動の推進 ・住民意見等の連絡
川越市	○	かわごえ環境推進員	延べ860	○	○	○	○	○		
熊谷市	○	熊谷市環境美化推進員	466	○	○	○	○	○		その他(NPO、行政機関)
川口市	○	川口市クリーン推進員	647	○	○	○	○	○	○	まち美化活動
行田市	○	行田市衛生協力会連合会	186	○		○				
秩父市	○	秩父市環境衛生推進員	257			○				
所沢市	○	所沢市環境推進員	1,121	○	○	○	○			
飯能市	○	飯能市廃棄物減量等推進員	2,011	○		○			○	ごみの減量化、資源化のた めの施策に協力
本庄市	○	本庄市環境衛生推進委員	419	○		○				
東松山市	○	東松山市クリーンリーダー	225	○		○	○	○	○	その他:ごみ集積所の点検
春日部市	○	クリーンかすかべ推進員	535	○				○		
狭山市	○	狭山市廃棄物減量等推進員	258	○		○				
羽生市	○	羽生市廃棄物減量等推進員	260	○	○	○	○			
鴻巣市	○	鴻巣市環境衛生委員	735							
上尾市	○	上尾市環境美化推進員	216	○		○				
草加市	○	草加市廃棄物等減量推進員								制度の見直し等検討のた め、平成21年1月28日任 期満了(2年間)後、新規委 嘱手続きを一時保留
越谷市	○	越谷市廃棄物減量等推進員	580	○		○				
蕨市	○	蕨市廃棄物減量等推進員	221	○		○	○			
八潮市	○	八潮市環境衛生委員	28	○		○				
富士見市	○	富士見市環境施策推進市民会議	121	○						
三郷市	○	三郷市環境美化推進員	119			○	○			
幸手市	○	廃棄物減量等推進員	191			○				
吉川市	○	吉川市廃棄物減量等推進員	398	○		○	○			吉川市廃棄物減量等推進 員要綱
ふじみ野市	○	ふじみ野市地域クリーン推進員	113			○				
伊奈町	○	伊奈町衛生委員	112	○		○	○			
毛呂山町	○	廃棄物減量等推進員	460	○		○				
滑川町	○	滑川町環境委員	96	○		○	○			
嵐山町	○	嵐山町環境美化推進委員	35	○		○	○			
小川町	○	小川町環境美化推進委員	76	○						
吉見町	○	吉見町衛生協力会	75	○		○	○			

市町村 事務組合	設置 の有無	名 称	委嘱数 (人)	委嘱状況				備 考
				市町村が行う住民啓発 活動への協力				
				○	集団回収、不用品 交換会等の推進役			
					ごみ収集におけ る適正排出の仕 方についての住 民指導			
○	○	○						
		不法投棄の 監視モニ	その他					
ときがわ町	○	ときがわ町環境推進委員	56	○	○	○		
東秩父村	○	衛生委員	21	○	○			
美里町	○	環境衛生推進委員	23	○	○	○		
神川町	○	環境衛生推進委員	23	○	○	○	○	
杉戸町	○	杉戸町リサイクル推進員	185	○	○			
松伏町	○	松伏町廃棄物減量推進委員会	0					現在、委嘱なし
久喜宮代 衛生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄物減量等 推進員	659	○	○		○	「その他」は集積所の状況 報告書の提出

・設置の有無 ○あり ×なし

2.11 不法投棄監視員制度の状況

市町村 事務組合	委嘱 の有無	名 称	委嘱数 (人)	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
さいたま市	×	不法投棄防止夜間監視業務委託	4	警備会社	不法投棄重点監視区域の夜間パトロール	365	委嘱数の人数は委託の従事者数です。
川越市	○	廃棄物等監視員	4	警察官OB	監視パトロール	307	
秩父市	○	不法投棄監視パトロール	4	秩父市シルバー人材センター会員	不法投棄監視・収集	225	
所沢市	○	不法投棄防止パトロール及び撤去業務委託	5	公益社団法人所沢市シルバー人材センター	巡回パトロール及び不法投棄物の撤去	201	委託で実施
飯能市	○	不法投棄監視パトロール嘱託員	2	警察OB	監視パトロール、不法投棄物の回収、警察署との連携	240	非常勤特別職
春日部市	×	廃棄物及び資源物の情報提供に関する覚書		春日部市内郵便局	業務中の不法投棄等の情報提供	随時	通報実績は0件
蕨市	×	蕨郵便局及びタクシー協議会情報提供の覚書		蕨郵便局・タクシー協議会	業務中の不法投棄の情報提供	随時	
戸田市	○	不法投棄廃棄物等監視及び回収業務		業者に委託	不法投棄を防止するための監視パトロール及び道路敷に不法投棄された廃棄物の回収	11月23日、12月31日～1月3日及び日曜日を除く	
志木市	○	志木市市民クリーンパトロール及びごみ分別指導員	12	市民	市内の河川敷等を巡回し、不法投棄防止活動をする。集積所へのごみの出し方の指導	1164	
新座市	○	新座市環境保全協力員	64	新座市民総合大学の講座を修了し、環境保全に熱意のある者	不法投棄重点箇所監視及び通報	随時	新座市環境保全協力員設置要綱
坂戸市	○	不法投棄監視等業務	2	業務委託	パトロール及び収集	120回	
鶴ヶ島市	×	不法投棄物市内パトロール業務	0	市職員	不法投棄のパトロール及び不法投棄物の撤去	47	
白岡市	○	環境パトロール	2	公益社団法人白岡市シルバー人材センター	市内の巡回パトロール及び不法投棄物の回収	82	
伊奈町	×	ごみパトロール業務委託	-	公益社団法人伊奈町シルバー人材センター	町内を巡回し、不法投棄物の調査及び回収	51	
毛呂山町	○	不法投棄防止パトロール	2	委託業者	週2回(4時間/日)町内巡回パトロールを行い、不法投棄の抑止及び不法投棄物の回収を行う	96	
滑川町	○	生活環境パトロール町内美化推進事業	-	滑川町シルバー人材センター	巡回パトロール及び不法投棄ごみの回収	71	
川島町	○	不法投棄回収業務委託	2	シルバー人材センター会員	簡易な不法投棄物の回収	119	
吉見町	×	吉見町と郵便局との包括連携協定書		吉見郵便局	業務中の不法投棄の情報提供	随時	
鳩山町	○	ごみ不法投棄監視清掃業務	2	公益社団法人 鳩山町シルバー人材センター	不法投棄の監視、通報、回収	33	
ときがわ町	○	ゴミ不法投棄防止対策事業	2	社ときがわ町シルバー人材センター	不法投棄防止のための巡回・通報・軽微な投棄物の回収	122	委嘱ではなく委託
横瀬町	○	横瀬町クリーンパトロール員	54	ボランティア	横瀬町クリーンパトロール員による巡回、不法投棄防止活動、	随時	
皆野町	○	廃棄物不法投棄パトロール	2		皆野町シルバー人材センター	48	
長瀬町	○	不法投棄パトロール	2	長瀬町シルバー人材センター	巡回監視及び不法投棄物の回収	45	毎週水曜日
東秩父村	○	不法投棄監視員	2	村内在住の方	村内全域の監視パトロール	24	
美里町	○	廃棄物不法投棄監視員	23	行政区の区長	担当地域内のパトロール及び町への報告	随時	
上里町	×	不法投棄防止パトロール	-	委託業者	パトロール及び収集	-	委託業務として実施
松伏町	×						ごみ拾い委託による総合パトロール

・委嘱の有無 ○あり ×なし

## 2.12再生利用に係る指定の状況

市町村 組合	条例記載の有無	指定の種類	指定物
さいたま市	×	個別指定	刈草・剪定枝
川口市	○	個別指定	
羽生市	×	個別指定	木くず類
蕨市	○	一般指定	金属類・生きびん・その他のびん・プラスチック製容器包装・古紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)・その他の紙類・布類・ペットボトル・消火器/バッテリー・蛍光灯等・乾電池
八潮市	○	一般指定	缶類、びん類、古紙、古繊維類、ペットボトル
三郷市	×	個別指定	食品残渣・刈草
三芳町	○	個別指定	食品廃棄物
小川町	×	個別指定	食品残渣

2.13 市町村等設置(非常災害時の受託者設置含む)の一般廃棄物処理施設の告示・縦覧条例の制定状況及び非常災害時の縦覧期間短縮の規定の状況

市町村 組合	制定の有無	規定の有無
さいたま市	○	×
川口市	○	○
所沢市	○	×
草加市	○	○
鳩山町	○	×
久喜宮代衛生組合	○	×
埼玉西部環境保全組合	○	×
入間東部地区事務組合	○	×